



【発信日】令和3年8月20日

【問い合わせ先】

(中学校部活動)

大野市役所 (2階 25番窓口)

教育総務課 横田、松間

電話 0779-66-1111

(学びの里「めいりん」の一般開放)

学びの里「めいりん」

生涯学習・文化財保護課 佐々木、松浦

電話 0779-65-5590

(スポーツ少年団、小中学校施設の一般開放)

エキサイト広場

スポーツ推進課 横井、丸葉

電話 0779-65-5592

福井県緊急事態宣言期間中の部活動等について

福井県は、県内の感染状況を踏まえ、「福井県緊急事態宣言」を9月12日(日)まで、19日間延長しました。

学校における感染対策を強化するため、緊急事態宣言期間中における中学校の部活動等の対応を、以下のとおりとします。 ※大野市スポーツ少年団も同様の対応とする

- 部活動は、大会やコンクール等を控えている場合、または学校活動に必要な場合を除き、原則自粛とする。
- 県の代表として、他県で開催される大会等に出場した生徒および引率した教職員については、帰福後2週間は体調管理や感染防止対策を徹底させるとともに、発熱等の症状が出るなど体調に変化が生じた場合は、出席停止等の措置により登校または出勤させないこと。
- やむを得ず活動を行う場合は、次の点を遵守すること。
 - 県内外を問わず、練習試合や合宿、遠征などの対外活動を控える
 - 県民行動指針 Ver.27をはじめとする感染症対策を徹底する
 - 熱中症対策を十分に行うとともに、環境省等が発表している暑さ指数(WBGT)ごとの熱中症予防運動指針を遵守する
 - 部活動前後の集団での飲食は控え、部活動終了後は速やかに帰宅するよう徹底する
- 学校施設の一般開放の中止について
(スポーツ少年団で大会等が控えている場合を除く)
対象施設：市内小中学校 体育館 及び 運動場
学びの里「めいりん」 特別教室棟、ランチルーム、講堂、音楽室
中止期間：令和3年8月30日(月)～9月12日(日)